

<ご登録に際してのご注意>

1. 登録住戸は1世帯（1法人）につき1住戸に限ります。
※同居予定者、別世帯での共有予定者、名義人となる個人が代表もしくは実質的支配者を務める法人等も同一世帯とみなします。
※1世帯（1法人）で複数住戸をご購入予定の場合は、この限りではございません。
ただし、複数住戸当選後に一部住戸を放棄される場合は、全ての当選を無効といたします。
2. 登録名義人が契約名義人となります。共有名義でご購入予定の方は、共有者のお名前を登録受付票にご記入ください。
※個人名でご登録・ご当選した後に別の個人名や法人名へ変更することはできません。
法人名から個人名や別の法人名への変更に関しても同様です。
3. ご登録後の住戸変更、第三者への権利譲渡はできません。
4. ご登録手続きは、本人又は親族及び配偶者（婚約者）等、本人に代わり購入に必要な事項（資金計画等）をご説明いただける方に限ります。
5. ご登録時には、資金確定のうえ、以下のエビデンスをご提示いただきます。
 - ・現金購入の場合：残高証明書、通帳のコピー等
 - ・提携融資利用の場合：事前審査の承認書
 - ・非提携融資利用の場合：融資承認書もしくはそれに準ずる書面、融資先の確認書面
6. ご登録が1住戸に2件以上の場合は、抽選（住戸ごとに抽選）致します。各住戸につきご当選者1組及び補欠者の各順位（補欠2位まで）をそれぞれ決定致します。ご登録が1住戸に1件の場合は無抽選となります。
7. ご登録住戸の売買契約を売主の判断（犯罪収益移転防止法や暴力団排除条例等の法令や条例に反する場合、1住戸のみ購入希望であるにもかかわらず、複数住戸へ登録、複数当選し1住戸を除いてキャンセルする場合など）で締結致しかねる場合がございます。予めご了承ください。

※上記の注意事項は、ご登録の公正を期する為のものです。万一不正が発覚した場合には、そのご登録は全て無効と致します。ご了承の程お願い申し上げます。